


別記第1号様式（意見募集要領）

鴨川市公告式条例の一部を改正する条例（案）についての意見を募集します。

<p>【条例案について】</p> <p>鴨川市では、鴨川市の条例及び規則の公布並びに市長及び市の機関（教育委員会を除く。）の定める規程（告示及び訓令）の公示について、鴨川市公告式条例（平成17年鴨川市条例第3号）に基づき、市内5箇所の掲示場に掲示することにより行っています。</p> <p>国が進めるアナログ規制の見直し等を踏まえ、条例、規則等の公布・公示についてデジタル化を図り、インターネット環境がない市民に配慮しつつ掲示場の数の見直しを行うため、同条例の一部を改正します。</p>
<p>【意見を提出することができる方】</p> <ol style="list-style-type: none">1 市内に在住、在勤、又は在学されている方2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体3 募集している事案に利害関係がある方
<p>【公表するもの】</p> <p>条例改正の概要</p>
<p>【案などの公表】</p> <ol style="list-style-type: none">1 鴨川市役所3階 総務課で閲覧できます。2 鴨川市役所 市政情報コーナーで閲覧できます。3 市のホームページで閲覧できます。
<p>【意見募集期間】</p> <p>令和8年4月20日（月）から令和8年5月19日（火）まで</p>
<p>【意見の提出方法】</p> <p>案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。様式は任意です。</p> <ol style="list-style-type: none">① 窓口への文書の提出 鴨川市役所3階 総務課へ提出してください。② 郵便での提出 〒296-8601 鴨川市役所 総務課宛て送付してください。 （最終日の消印まで有効）③ ファクシミリでの提出 FAX 番号：04-7093-7851 に送信してください。④ 電子メール アドレス iken002@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム） QRコード  <p>アドレス https://logoform.jp/form/WzTS/1545874 にアクセスし、回答してください。</p>
<p>【実施担当課／問合せ先】</p> <p>鴨川市総務課 電話番号 04-7093-7829</p>
<p>【ご注意とお願い】</p> <ol style="list-style-type: none">1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。（ただし、個人情報などは公表しません。）なお、結果の公表は、令和8年第2回市議会定例会の開会日を予定しています。2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。